

特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

日常生活に常時特別の介護を必要とする障害者(児)で、支給要件を満たす方に特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。該当すると思われる方は申請してください。

特別障害者手当(身体・知的・精神)

〔対象者〕 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で20歳以上の方

〈支給対象となる障害の程度〉

1. 左記の障害が重複する方
2. 1の障害と同程度以上と認められる程度の方

- ① 両眼の視力の和が0.04以下
- ② 両耳の聴力レベルが1000デシベル以上
- ③ 両上肢の機能に著しい障害がある方または両上肢のすべての指を欠く方もしくは両上肢すべての指の機能に著しい障害がある方
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有する方または両下肢を足関節以上で欠く方
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がるできない程度の障害を有する方

障害児福祉手当

〔障害児(身体・知的・精神)〕
〔対象者〕 日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で重度の障害児(20歳未満)

〈支給対象となる障害の程度〉

- ① 両眼の視力の和が0.02以下
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有する方
- ④ 両上肢のすべての指を欠く方
- ⑤ 両下肢の用を全く廃した方
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失った方
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有する方
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活で常時特別な介護を要する方
- ⑨ 精神の障害で、①〜⑧と同程度以上と認められる程度の方
- ⑩ 身体の機能の障害または病状もしくは精神の障害が重複し、その状態が①〜⑨と同程度以上と認められる程度の方

- ⑦ 精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる程度の方
- ⑧ 一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます)
- ⑨ 身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所している方
- ⑩ 病院または診療所に3カ月を超えて入院している方

〔支給額〕 月額2万6440円

〔支給月〕 手当の支払い月は、2月・5月・8月・11月です。

〔申請窓口〕 市社会福祉課(手当)

を受けるには所定の書類を提出し、認定請求が必要です)

〈支給制限〉

- ① 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ② 肢体不自由児施設などに入所している方
- ③ 障害を支給事由とする年金給付を受けている方

〔支給額〕 月額1万4380円

〔支給月〕 手当の支払い月は、2月・5月・8月・11月です。

〔申請窓口〕 市社会福祉課(手当)

を受けるには、所定の書類を提出し、認定請求が必要です)

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得状況調査および受給資格者現況調査

受給者の手当支給の可否を確認するため、現況調査を実施します。受給者の皆さんには、提出書類を郵送させていただきます。期日中にご提出ください。届出されない場合、手当の支給が停止になります。

〔提出期間〕 8月13日(月)〜9月10日(月)

※8月末日になっても書類が届かない場合は、ご連絡ください。

お問い合わせ 市社会福祉課 ☎ 87

3・2111内線1711